



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

訓令

- 大和高田市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱……………(社会福祉課)……3
- 大和高田市固定資産家屋評価計算システム導入事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令……………(税務課)……3
- 大和高田市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規程の一部を改正する訓令……………(市民課)……3

告示

- 旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示(保険医療課)……3
- 大和高田市社会福祉法人指導監査実施要綱……………(社会福祉課)……4
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課)……4
- 公示送達……………(税務課)……4
- 公示送達……………(収納対策室)……4
- 公示送達……………(〃)……4
- 公示送達……………(〃)……4
- 公示送達……………(税務課)……4

公告

- 給配水管漏水調査委託業務に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室)……4
- 市立病院平成25年度採用試験公告……………(市立病院総務課)……4
- サイクルポート近鉄高田北シェルター塗装補修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……4
- 高3枝市場地内管渠工事(2)・給配水管移設工事(G02)・配水管布設替工事(市場)に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告(契約監理室)……4
- 高5幹西三倉堂1丁目地内管渠工事(1)・給配水管移設工事(G01)に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告……………(〃)……4
- 材木町他地内道路除草作業に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……4
- 奥田地内側溝維持整備工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……4
- 大和高田市総合公園耐震性貯水槽設置工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……4
- 平成25年度大和高田市職員採用試験(行政職)の実施……………(人事課)……4

選挙管理委員会

- 選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会)……36

農業委員会

- 農業委員会8月定例委員会の招集……………(農業委員会)……36

公営企業

- 指定給水装置工事事業者の廃止の届出……………(水道工務課)……36

訓 令

訓令第4号

大和高田市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人(以下「法人」という。)の設立認可に関する審査を行い、法人の適正な設置運営に資するため、大和高田市社会福祉法人設立認可等審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 福祉部長
- (3) 保健部長
- (4) 企画法制課長
- (5) 社会福祉課長
- (6) 保護課長
- (7) 児童福祉課長
- (8) 保育課長
- (9) 介護保険課長
- (10) 土木管理課長
- (11) 都市計画課長

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、福祉部長をもって充てる。

4 第1項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(職務)

第3条 委員長は、会務を総括し、審査会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第4条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査会の会議は、非公開とする。

3 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(審査の対象)

第5条 審査の対象は、次のとおりとする。

- (1) 法人の設立認可に関する事項
- (2) 定款変更の認可に関する重要な事項
- (3) 法人に対する行政処分に関する事項
- (4) 審査後に変更があった重要な事項

(5) その他必要と認める事項

(審査の方法)

第6条 審査は、委員長が別に定める様式の審査調書により行う。

2 前項の調書は、審査対象を所管する課が作成するものとする。

(事後承認)

第7条 審査会は、第5条に掲げる事項について審査を行った場合は、必要に応じて書類及び実地での確認を行うものとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、別表に掲げる庶務担当課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第8条関係) 庶務担当課

担当課名	対象法人
社会福祉課	障害者(児)福祉関連法人 社会福祉協議会
保護課	生活保護関連法人
児童福祉課	児童福祉関連法人(保育所関連法人を除く。)
保育課	保育所関連法人
介護保険課	老人福祉関連法人

訓令第12号

大和高田市固定資産家屋評価計算システム導入事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成25年7月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市固定資産家屋評価計算システム導入事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令
大和高田市固定資産家屋評価計算システム導入事業者選定委員会設置要綱(平成25年訓令第1号)
は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第13号

大和高田市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年7月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規程の一部を改正する訓令
大和高田市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規程(平成15年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規程」を「訓令」に改める。

第2条中「規程」を「訓令」に改め、同条1号中「市民課に設置する」を削り、「コンピューター」

を「コンピュータ」に改める。

第16条中「規程」を「訓令」に改める。

別表中「

戸籍業務専用コンピュータ	<ul style="list-style-type: none"> ・設置は、施錠できる保管庫内とする。 ・保管庫の鍵は、保護管理者が管理する。 ・起動は、取扱責任者が行う。
--------------	---

」を

「

戸籍業務専用コンピュータ	・設置は、入退室管理された室内とする。
--------------	---------------------

」に改める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示

告示第33号

旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示

旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱（平成20年告示第32号の2）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号ア中「第21条第1項第3号」を「第21条第3号」に、「減額」を「当該減額」に改め、同号イ中「第21条第1項」を「第21条」に改め、同項第3号ア中「第21条第1項第3号」を「第21条第3号」に改め、「世帯」の次に「のうち、特定継続世帯（条例第5条第1号の特定継続世帯をいう。）以外の世帯」を加え、「減額」を「当該減額」に改め、同号イを次のように改める。

イ 条例第21条第3号の規定に該当する特定継続世帯 条例第5条及び第7条の2の規定による軽減並びに当該減額賦課される前の額の1割

第4条第1項第3号イに次のように加える。

ウ 条例第21条各号の規定に該当しない特定継続世帯以外の世帯 5割

エ 条例第21条各号の規定に該当しない特定継続世帯 条例第5条及び第7条の2の規定による軽減前の額の2.5割

第4条第3項中「条例第5条又は第7条の2の規定による軽減の対象となる世帯」を「特定世帯（条例第5条第1号の特定世帯をいう。）」に、「適用」を「適用」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

告示第36号

大和高田市社会福祉法人指導監査実施要綱を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市社会福祉法人指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市が行う社会福祉法人(以下「法人」という。)の指導監査に関して基本的な事項を定め、これに基づき統一かつ効率的な指導監査を実施し、もって社会福祉事業の適正な運営を確保することを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、国の指導方針、本市の福祉行政施策等を考慮し、年度ごとに実施計画を立てて実施するものとする。

2 指導監査の実施に当たっては、画一的又は形式的に陥ることのないよう配慮し、単に問題の指摘に止まることなく、その発生原因を明らかにし、運営水準の向上のため助言及び指導を行うものとする。

3 指導監査を効果的かつ効率的に実施するため、実施計画の策定及び指導監査の結果の処理に当たっては、法人を所管する関係各課の十分な連携の下に行うものとする。

(対象法人)

第3条 指導監査の対象法人は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する法人のうち、市長が所轄庁であるものとする。

(実施計画)

第4条 実施計画は、毎年度当初に関係各課が調整の上、定めるものとする。

(指導監査の種類)

第5条 指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分けて実施する。

2 一般指導監査は、第2条第1項に規定する実施計画に基づき、次のように実施する。

(1) 法人運営について、関係法令の遵守状況から特に大きな問題が認められない法人は、2年度に1回、その運営全般について実施する。ただし、別に国が定める要件を満たす法人については実施を4年度に1回とすることができる。

(2) 前号に該当しない法人は、原則として毎年度1回、その運営全般について実施する。

3 特別指導監査は、一般指導監査の分析結果及びその他個々の状況に基づき、その運営等に重大な問題を有する、又は有するおそれがある法人に対して、必要に応じて随時に、重点的かつ継続的に行うものとする。

(指導監査の実施)

第6条 指導監査の実施に当たっては、実施日、法人の名称、別表に掲げる指導監査担当課名及び指導監査担当職員名を明示し、あらかじめ法人の代表者宛てに通知するものとする。

2 法人の運営状況をあらかじめ把握するため、別に定める監査資料を提出させるものとする。

3 指導監査の実施においては、公平不偏かつ親切丁寧を旨とし、指導的態度で行い、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとし、担当職員からの事情聴取のみに終始することなく、当該法人の責任者をも含め相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、一方的な指導又は指示を執らないよう留意するものとする。

4 指導監査の終了後、法人の代表者及び関係職員に対して講評を行い、改善の必要な事項を指示するとともに問題点を理解させ、その対応を促し、併せて法人からの意見等を聴取するものとする。ただし、重要事項及び関係各課と協議を要する事項については、その旨を関係者に伝え、帰庁後速やかに協議するものとする。

(実施後の措置)

第7条 指導監査担当職員は、帰庁後、速やかにその結果について復命書を作成し、市長の決裁を受

けるものとする。

2 前条第4項ただし書の規定により協議した重要事項等のうち、文書で指摘を要する事項については、市長の決裁を得て、法人の代表者に改善結果又は改善計画の報告期日を定め通知するものとする。

3 指導監査の改善結果又は改善計画の報告が提出された場合は、市長の決裁を受けるものとする。
(不十分な報告への対応)

第8条 前条第3項の規定により提出された報告の内容が不十分であると認められるときは、改善を促す指導を行い、必要に応じて特別指導監査その他の必要な措置を執るものとする。

2 前項の措置をもつてもなお改善が認められないときは、法令等に基づく処分を行うものとする。
(関係各課の連携)

第9条 指導監査を統一的かつ効率的に実施し、関係各課において情報を共有し、指導監査における共通認識を深めるため、指導監査調整会議を設けることができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第6条関係) 指導監査担当課

指導監査担当課名	対象法人
社会福祉課	障がい者(児)福祉関連法人 社会福祉協議会
保護課	生活保護関連法人
児童福祉課	児童福祉関連法人(保育所関連法人を除く。)
保育課	保育所関連法人
介護保険課	老人福祉関連法人

告示第75号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年7月1日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成25年6月4日、同月11日、同月12日、同月17日、同月20日、同月23日、同月24日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第77号

平成25年度市民税・県民税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年7月4日

大和高田市長 吉田誠克

1. 納税通知書の発送年月日

平成25年6月10日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 平成25年7月1日

変更後 平成25年10月31日

3. 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第78号

平成25年度 軽自動車税 第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年7月22日

大和高田市長 吉田誠克

1 この通知の発送年月日 平成25年6月26日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第79号

参加差押書を平成25年7月13日付をもって下記の者に郵送により送達を行ったが、あて所に尋ねあたらずの為、送達できずその後住民基本台帳等により所要の調査を行うも住所等が不明である為、

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年7月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成25年7月13日

2 送達を受けるべき者

住所(所在地) 大阪市中央区南船場4丁目6番10号

氏名(名称) 加州産業

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第80号

平成25年度 固定資産税・都市計画税 第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の相続人が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年7月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成25年5月30日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第81号

平成25年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、税務課固定資産税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年7月23日

大和高田市 吉田 誠 克

1. この納税通知書の発送年月日

平成25年4月9日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 平成25年4月30日

変更後 平成25年8月15日

3. 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第73号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年7月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件 名	給配水管漏水調査委託業務
2 履行場所	市内全域
3 履行期間	契約締結日から平成25年11月30日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げるすべての要件を満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けていない者であること。 (3) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (4) 平成25年度本市競争入札参加資格者名簿の漏水調査業務に登録していること。 (5) 過去3年度(平成22年4月1日から平成25年3月31日まで)に市町村(特別区を含む。)の上水道事業の給配水管漏水調査業務を元請けで履行実績を有する者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(3)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。また、5(5)の要件を満たすことを証する当該業務の契約書の写しを提出してください。 (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間 平成25年7月4日(木)から平成25年7月12日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成25年7月16日(火) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書

	を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)等の配布	入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間 平成25年7月4日(木)から平成25年7月12日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地-1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣) (4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑は、FAXにより次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成25年7月4日(木)から平成25年7月19日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX0745-49-0053 (4) 回答方法及び期日 回答は、質問者にものみFAXにより随時行うものとし、平成25年7月20日(金)午後5時までに完了するものとする。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、 (1) 期限 平成25年7月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留または特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年7月26日(金)午前11時 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥2,540,000円(税抜き)

18 開札結果等の公表	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第74号

大和高田市職員採用規程(平成21年訓令第6号)第6条の規定に基づき、平成25年度大和高田市職員採用試験(医療職)の実施を次のとおり公告する。

平成25年7月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
看護師	19名	(1) 昭和29年4月2日以降に生まれた人で、「保健師助産師看護師法」による看護師免許を有する人。または、平成26年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人 (2) 大和高田市立病院で交代制勤務可能な人
助産師	4名	(1) 昭和29年4月2日以降に生まれた人で、「保健師助産師看護師法」による助産師免許を有する人。または、平成26年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人 (2) 大和高田市立病院で交代制勤務可能な人
薬剤師	1名	昭和29年4月2日以降に生まれた人で、「薬剤師法」による薬剤師免許を有する人。または、平成26年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人
作業療法士	1名	昭和29年4月2日以降に生まれた人で、「理学療法士及び作業療法士法」による作業療法士免許を有する人。または、平成26年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人
診療放射線技師	3名	昭和29年4月2日以降に生まれた人で、「診療放射線技師法」による診療放射線技師免許を有する人。または、平成26年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人
臨床検査技師	1名	昭和29年4月2日以降に生まれた人で、「臨床検査技師等に関する法律」による臨床検査技師免許を有する人。または、平成26年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人
臨床工学技士	2名	昭和29年4月2日以降に生まれた人で、「臨床工学技士法」による臨床工学技士免許証を有する人。または、平成26年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人

(1) すべての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人

- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 大和高田市において懲戒免職を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ⑤ 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職等が制限されている人

2 試験の日時・場所・試験の種類及び合格発表

区分	試験内容
日時	平成25年10月5日（土）午前9時
場所	大和高田市立看護専門学校（大和高田市礪野北町1番1号）
試験の種類	小論文(60分) 口述試験(面接)
合格発表	試験後3週間程度（可否にかかわらず本人に通知します。）

3 受験手続

(1) 受付期間

受付期間：平成25年9月2日（月）から平成25年9月20日（金）まで
 （ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで（受験票を交付します。）

(2) 受付場所

受付場所：大和高田市立病院 総務課
 所在地：奈良県大和高田市礪野北町1番1号

(注) 郵送での受付はいたしません。必ず持参してください（代理可）。

(3) 提出書類 ◎必須書類 ○免許取得者 △免許取得見込者

提出書類 職種	履歴書市 販A4判	写真 2枚	最終学校卒業 (見込)証明書	最終学校 成績証明書	免許証 (写し可)	返信用 封筒
看護師 助産師 薬剤師 作業療法士 診療放射線技師臨 床検査技師 臨床工学技士	◎	◎	△	△	○	◎

(注1) 写真は、3月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm 横3cm）で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

(注2) 返信用封筒（定形封筒：23.5cm×12.0cm）1通に80円切手を貼付し、宛名を記入してください。

(注3) 免許取得者は、最終学校の卒業証明書及び成績証明書は不要です。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

- ①採用予定者 平成26年4月1日付けで採用します。
- ②採用候補者 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に欠員などが生じ、補充することが必要であるときに限り採用します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。

(3) 最終合格者のうち、免許取得見込みの者が平成26年3月末日までに実施される国家試験

で当該免許を取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿(採用予定者・採用候補者)から抹消します。

5 給与等について

現 行 初 任 給	看護師	・月額 209,800 円 (大学卒業程度で採用前に職歴がない場合) ・月額 203,900 円 (短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合)
	助産師	・月額 215,700 円 (大学卒業程度で採用前に職歴がない場合) ・月額 209,800 円 (短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合)
	薬剤師	・月額 204,000 円 (大学(6年)卒業程度で採用前に職歴がない場合) ・月額 190,900 円 (大学(4年)卒業程度で採用前に職歴がない場合)
	作業療法士 診療放射線技士 臨床検査技師 臨床工学技士	・月額 190,900 円 (大学卒業程度で採用前に職歴がない場合) ・月額 184,500 円 (短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合)

- (1) 給料月額は、平成25年4月1日現在の給料表に基づいています。
- (2) 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置等がなされています。

6 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は、お返しすることがありますが、このために生じた申込の遅延等には責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。
- (4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。(ホームページアドレス <http://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>)
- (5) 採用時には健康診断書を提出してください。
- (6) 試験についての問い合わせ先
大和高田市立病院事務局総務課内「大和高田市(市立病院)職員採用試験委員会事務局」
(TEL 0745-53-2901)

公告第75号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年7月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	サイクルポート近鉄高田北シェルター塗装補修工事
2 工事場所	大和高田市日之出西本町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年12月20日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の塗装・防水工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが

	<p>なされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年7月12日(金)から平成25年7月17日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年7月18日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成25年7月12日(金)から平成25年7月17日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年7月12日(金)から平成25年7月19日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年7月19日(金)午後5時まで</p>

	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年7月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年7月26日(金) 午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥2,050,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第76号

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年7月19日	
大和高田市長 吉田 誠 克	
1 工事名	高3枝市場地内管渠工事(2)・給配水管移設工事(G02)・配水管布設替工事(市場)
2 工事場所	大和高田市市場地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がAであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 施工期間中は、土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者を専任で配置できること。(監理技術者は3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者とします。)</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年7月19日(金)から平成25年7月23日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年7月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>

8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成25年7月19日(金)から平成25年7月26日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年7月19日(金)から平成25年7月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年7月29日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年8月1日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年8月2日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
16 事後審査	<p>落札候補者を優先順位により5の(4)に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p>
17 落札者の決定	<p>事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。</p>
18 契約保	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。</p>

証金	
19 最低制限基準比較価格	¥57,080,000円（消費税等抜き）
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 （4）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第77号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年7月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5幹西三倉堂1丁目地内管渠工事（1）・給配水管移設工事（G01）
2 工事場所	大和高田市西三倉堂1丁目外地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月28日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 （2）平成24・25年度大和高田市格付け等級がAであること。 （3）大和高田市内に本店を有する者であること。 （4）施工期間中は、土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者を専任で配置できること。（監理技術者は3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者としてします。） （5）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 （6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （7）大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 （2）必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。

	<p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年7月19日(金)から平成25年7月23日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年7月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成25年7月19日(金)から平成25年7月26日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年7月19日(金)から平成25年7月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年7月29日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年8月1日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年8月2日(金)午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧</p>

	に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者を優先順位により5の(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	¥40,390,000円（消費税等抜き）
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第78号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年7月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	材木町他地内道路除草作業
2 工事場所	大和高田市材木町他地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年9月30日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がEであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく

	<p>資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年7月19日(金)から平成25年7月23日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年7月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年7月19日(金)から平成25年7月26日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年7月19日(金)から平成25年7月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p>

	(4) 回答期限 平成25年7月26日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年8月1日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年8月2日（金）午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥1,130,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第79号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年7月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	奥田地内側溝維持整備工事
2 工事場所	大和高田市奥田地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年10月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がEであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年7月19日(金)から平成25年7月23日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年7月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p>

	(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧の期間 平成25年7月19日(金)から平成25年7月26日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成25年7月19日(金)から平成25年7月26日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成25年7月26日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年8月1日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年8月2日(金)午前9時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の

	規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥880,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第80号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年7月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市総合公園耐震性貯水槽設置工事
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年2月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の水道施設工事に登録されている者であること。 (2) 特定建設業の許可を有し、経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の結果における「水道施設」の総合評定値が1000点以上である者であること。 (3) 水道施設工事に配置することができる監理技術者を施工期間中(工場制作期間を除く)専任で配置できる者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請

	<p>書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年7月24日(水)から平成25年8月2日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年8月5日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成25年7月24日(水)から平成25年8月2日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年7月24日(水)から平成25年8月9日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年8月9日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年8月20日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>

13 開札の 日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 平成25年8月21日（木）午前11時 （2）場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の 無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者 の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保 証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制 限基準比 較価格	¥60,600,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は、入札説明書（仕様書）によるところとします。

公告第81号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、平成25年度大和高田市職員採用試験（行政職）の実施を次のとおり公告する。

平成25年8月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 職種及び試験区分、採用予定人員、受験資格など

職種及び試験区分		採用予 定人員	受 験 資 格
一般事務職	大学	15名	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人、又は平成26年3月卒業見込みの人
	高校	4名	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人、又は平成26年3月卒業見込みの人
一般事務職 身体障がい者対象※1		1名	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人、又は平成26年3月卒業見込みの人
土木技術職		3名	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の土木専門課程（農業土木を含む。）を卒業した人、又は平成26年3月卒業見込みの人
保健師		2名	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人、又は平成26年3月末日までに取得見込みの人

社会福祉士 ※2	2名	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士資格を有する人、又は平成26年3月末日までに取得見込みの人
保育士・幼稚園教諭 ※3	11名	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格並びに幼稚園教諭免許の両方を有する人、又は平成26年3月末日までに両方取得見込みの人
主任介護支援専門員	1名	昭和49年4月2日以降に生まれた人で、保健師、看護師又は社会福祉士のいずれかの資格を有し、かつ主任介護支援専門員資格を有する人

「短期大学」には、高等専門学校及び学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上であり、かつ1600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを卒業の要件とするものを含みます。

※1 「一般事務職 身体障がい者対象」の受験資格については、上記の受験資格を有するとともに、次の全ての要件を満たす人となります。

- ① 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級又は2級の人
- ② 自力で通勤でき、介護者なしに職務の遂行が可能な人
- ③ 奈良県内に居住している人（通学等のため一時的に県外に居住している人を含む。）
- ④ 活字印刷文による出題に対応できる人

※2 社会福祉士のうち1名は、採用後、大和高田市立病院に配属します。

※3 保育士・幼稚園教諭は、採用後、市立の保育所、幼稚園並びに認定こども園のいずれかに配属する予定です。

◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

(1) 成年被後見人または被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 大和高田市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(5) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職等が制限されている者

2. 試験の日時・場所・試験の種類及び合格発表

区分	第1次試験	第2次試験	第3次試験
日時	平成25年9月22日(日) 午前9時	平成25年10月中旬予定	平成25年11月中旬予定
場所	大和高田市立高田中学校	第1次試験合格者に通知	第2次試験合格者に通知

<p>試験の 対象と 種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全職種 一般教養試験 ・土木技術職、保健師、社会福祉士、保育士・幼稚園教諭 専門試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般事務職(身体障がい者対象を除く。)、土木技術職、保健師、社会福祉士 ①集団討論試験 ②職場適応性検査 ・一般事務職(身体障がい者対象) 職場適応性検査 ・保育士・幼稚園教諭 ①集団討論試験 ②実技試験 ③職場適応性検査 ・主任介護支援専門員 ①個別面接 ②小論文 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職種(主任介護支援専門員を除く。) ①個別面接 ②小論文
<p>合格発表</p>	<p>平成25年10月上旬予定 (合否にかかわらず本人に通知します。)</p>	<p>平成25年10月末ごろ (合否にかかわらず本人に通知します。)</p>	<p>平成25年11月末ごろ (合否にかかわらず本人に通知します。)</p>

※ 「主任介護支援専門員」については第3次試験は実施しません。

※ 試験の内容に関する問い合わせについては、一切お答えできません。

3. 受験手続

1 申込書の交付

職員採用試験申込書は、大和高田市役所人事課(市役所3階)で交付します。(大和高田市役所のホームページからダウンロードできます。)

2 受付期間及び受付場所

受付期間：平成25年8月5日(月)から平成25年8月16日(金)まで
(土曜日及び日曜日は除く。)

午前9時～午後5時

受付場所：大和高田市役所人事課(市役所3階)

※ 郵送での受付はいたしません。必ず持参してください。(代理可)

4. 提出書類(①から④は全職種とも必要となります。)

① 職員採用試験申込書

② 最終学校卒業(見込)証明書

③ 写真2枚(3カ月以内に撮影した上半身の写真(縦4cm 横3cm)で、1枚は申込書に貼付し、もう1枚は受験票用に持参のこと。)

④ 返信用封筒(長形3号：23.5cm×12.0cm)に80円切手を貼付し、住所宛名を記入のこと。

⑤ 資格証明書または免許証の写し

保健師、社会福祉士、保育士・幼稚園教諭または主任介護支援専門員の受験者は必要となります。

主任介護支援専門員の受験者は、保健師、看護師または社会福祉士のいずれかの資格証明書等及び主任介護支援専門員の資格証明書が必要です。

保健師、社会福祉士または保育士・幼稚園教諭の受験者で、資格取得見込みの方は取得見込証明書(写し不可)が必要です。

⑥ 身体障害者対象の受験者は、身体障がい者手帳の写しが必要です。

5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話等による開示請求はできませんので、受験

者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、直接お越しください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験 第2次試験 第3次試験	不合格者 (本人に限る。)	総合得点 総合順位	合格通知の日から起算して2週間 大和高田市役所人事課

※ 開示時間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

6. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
 - ①採用予定者 平成26年4月1日付けで採用します。
 - ②採用候補者 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に欠員などが生じ、補充することが必要であるときに限り採用します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までです。
- (3) 最終合格者のうち、卒業見込みの人が平成26年3月末日までに卒業できなかった場合並びに免許または資格取得見込みの人が、所定の時期までにこれを取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者、採用候補者）から抹消します。
- (4) 本市では、採用試験（合格者決定）を適正に執行するため、民間有識者で構成される「大和高田市職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

7. 給与について

- ・ 平成25年4月1日現在の初任給月額は、大卒172,200円、短大卒152,800円、高校卒140,100円で、他に扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。
- ・ ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。
- ・ なお、初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
- ・ 全ての職種の給料は、行政職給料表を適用します。

8. その他

- ・ 申込書の記載事項及び提出書類に不備がある場合は、お返しすることがありますが、このために生じた申込の遅延等には責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・ 受験資格がないことおよび申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- ・ この試験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。なお、提出書類等により取得した個人情報については今回の職員採用試験の実施のためのみに用い、それ以外の目的には使用しません。また、大和高田市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。

試験についての問い合わせ先

〒635-8511 大和高田市大中100番地1
大和高田市役所 企画政策部人事課内
「大和高田市職員採用試験委員会」
TEL0745-22-1101 内線212・213
インターネットホームページでも採用情報を掲載しています。
<http://www.city.yamatotakada.nara.jp>

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第32号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年7月18日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成25年7月21日(日)午前9時
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 中央会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の選挙時登録について
第3号 その他

農業委員会

農業委員会告示第9号

大和高田市農業委員会8月定例委員会を次のとおり招集する。

平成25年7月26日

大和高田市農業委員会

会長 高井信安

- 日時 平成25年8月8日(木)午後3時
- 場所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第4条規定による申請の件
第3号 農地法第5条規定による申請の件
第4号 その他

公営企業

水道事業告示第6号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

平成25年8月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田誠克

業者名	代表者名	所在地
美水設備	北村一行	大和高田市大字西坊城474番地3